

1 目的および適用範囲

このマニュアルは、消防法第8条第1項に基づき、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

また、このマニュアルで定めたことは、**のため**が運営する障害児通所支援事業所の**のため・ペっぷ**において、利用する者、職員すべての人員が適応となる。

2 方針

火災等是不測の事態において生じるものであるため、職員は平素から火気、危険物、火災等の原因となるものの取り扱いには細心の注意を払わなければならない。

万が一、火災震災の場合は人命安全を最優先とし、特に児童の避難誘導に重点を置くこととする。

3 防火(防災)管理者とその権限

防火管理者 … 石巻 孝一郎

- ・ 消防署等関係機関との連絡調整
- ・ 防災事項発生時の指揮 等

防災責任者 … 道 大知

(火元責任者) 山田 涼華・藤堂 美由紀

- ・ 日常の火元等の管理
- ・ 避難誘導先の確認及び防災事項発生時の児童避難誘導 等

4 緊急電話等

消防(火災・救急) 119 警察 110

災害用伝言ダイヤル 171

災害用伝言板web171 (携帯からの施設電話登録可) <https://www.web171.jp/>

北海道防災情報web版 <http://www2.bousai-hokkaido.jp/PC/index.html>

北海道防災情報携帯版 <http://www.bousai-hokkaido.jp/mobile/>

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

TEL: 011-211-2938 FAX: 011-218-5181

5 火災及び地震等の災害時の一時避難場所

《火災時》

西町まちづくりセンター

住所: 札幌市西区西町南9丁目2-2

電話: 011-661-2591

※当施設には、

直接火を取り扱う機器はございません。

※当施設ほか、近隣施設等での火災時には
上記施設へ一時避難致します。

《地震等災害時》

西町ライラック公園

住所: 札幌市西区西町南8丁目

※避難勧告が発令された際に、

上記一時避難場所に避難します。

